

# 農業農村整備事業における「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用」

## 1 趣旨

労務市場がひっ迫することにより地域外からの労働者確保が必要となる工事においては、契約締結後、地域外からの労働者確保に要する経費について、受注者から協議のあった工事を対象として設計変更により対応できることとする。

なお、この場合の「労働者」とは、建設工事現場等で現場作業に従事する者であって、土地改良事業等請負工事積算基準の労働者のことをいう。

## 2 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費について、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）」（以下「積算基準」という。）における下表の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

費目	費用	内容	
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給

## 3 主な契約手続

- (1) 発注者は、契約締結後、受注者から工事打合簿による協議があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」といい、別紙のとおり。）を提示するものとする。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明

できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (4) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (5) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (6) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (7) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 附則

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

令和4年7月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

令和7年6月10日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

## 実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

## 実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管理 費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

## ○実績変更対象費の割合

令和4年7月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用

工 種 \ 費 目	共通仮設費 (%) (借上費、宿泊費、労働者 送迎費)	現場管理費 (%) (募集・解散費用、賃金以外 の食事・通勤に要する費用)
ほ場整備工事	6.07	1.38
農用地造成工事	4.49	2.04
舗装工事	11.25	1.31
道路改良工事	12.82	1.58
水路トンネル工事	8.70	1.99
水路工事	8.19	1.44
排水路工事	9.37	2.04
河川工事	9.19	1.28
管水路工事	8.27	1.65
管更生工事	18.33	2.08
畑かん施設工事	7.35	0.84
海岸工事	12.63	1.21
コンクリート補修工事	6.98	2.55
ため池工事	4.10	0.93
その他土木工事(1)	11.53	1.79
その他土木工事(2)	9.40	2.62
フィルダム工事	8.93	2.96
コンクリートダム工事	12.67	2.43

<特記仕様書記載例>

項 目	内 容
<p>第〇章 その他</p> <p>○. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用について</p>	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費            労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 受注者が、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更を希望する場合は、地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用に基づき監督職員と協議すること。</p> <p>(3) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の運用については、下記の農村整備課ホームページを参照すること。</p> <p><a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/noson_gi_jutukanri.html</a></p>

## <参考>協議及び積算の例

### 1 協議の例

#### (1) 受注者からの工事打合簿による協議

(記載例)

本工事は、工事箇所近隣において当該工種が施工可能な労働者の確保が困難な状況にあることから、「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用」に基づき協議します。

#### (2) 発注者は、受注者から上記の協議があったときは、「工事打合簿」により、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合を受注者に通知する。

(記載例)

本工事における「共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合」は以下のとおりである。

費目	共通仮設費（営繕費）	現場管理費（労務管理費）
実績変更対象経費の割合	〇〇.〇〇%	〇〇.〇〇%

#### (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、「様式1」を作成し、監督職員に提出する。

(記載例)

本工事における「実績変更対象経費に関する実施計画書」を作成したので、提出します。

#### (4) 受注者は、最終変更時点において、「様式2」を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

(記載例)

本工事における「実績変更対象経費に関する変更実施計画書」及び「計上額が証明できる書類」を提出するので、設計変更について協議します。

### 2 積算の例

発注者は、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

#### 【算出例】

##### ①「共通仮設費（営繕費分）」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費目	金額（円）	備考
支出実績額（営繕費分）	3,000,000	①様式2に記載され、計上額の妥当性を証明できる金額
共通仮設費（営繕費分）率計上額	2,000,000	②実績変更対象経費の割合で算出され、様式1に記載された金額
設計変更対象費（積上）	1,000,000	③=①-②

※ただし、支出実績額（営繕費分）が、共通仮設費（営繕費分）率計上額を下回る場合は、変更しない。

②「現場管理費（労務管理費）」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金額（円）	備 考
支出実績額（労務管理費）	2,000,000	①様式2に記載され、計上額の妥当性を証明できる金額
現場管理費（労務管理費）率計上額	1,500,000	②実績変更対象経費の割合で算出され、様式1に記載された金額
設計変更対象費（積上）	500,000	③＝①－②

※ただし、支出実績額（労務管理費）が、現場管理費（労務管理費）率計上額を下回る場合は、変更しない。

3 その他

本件について、農林水産省の通知では「共通仮設費（積上）」及び「現場管理費（積上）」を一般管理費率の対象外としていない。現在の積算システムでは、現場管理費の積上げ計上ができないので、一括計上価格に計上する等、別途対応が必要。